

## 1 国（地域）名：フランス

### 2 フランスにおける義務教育と選挙権・被選挙権年齢

フランスにおいては、義務教育の年齢が16歳までであったのが、2019年から18歳までに延長された（ただし、16～18歳は学校以外（見習い訓練）での義務教育も認められる）。

「18歳まで」という年齢によって定めているために、小学校から留年制度があるフランスでは高校卒業前に義務教育が修了することがありえる。留年率は最近低下しているが、最近のデータでも普通・技術高校で3年生の時点で1年留年している生徒（18歳）は10.5%、19歳以上は1.5%である<sup>1</sup>。ほとんどの人は高校卒業まで学校に在籍しつづける。

フランスにおいては1974年から選挙権・成年年齢ともに18歳となっている。被選挙権年齢も18歳に2011年に引き下げられている。21歳の国会議員など「若い政治家」も誕生している。

では、高校卒業までにどのような力をつけることが目指されているのであろうか。

### 3 社会系教科の構造

フランスの学校教育制度は、小学校（5年）－中学校（4年）－高校（3年）（普通・技術・職業）という単線形である。教育内容、教科名や週当たり授業時数は学習指導要領（programme）で定められているが、社会系教科目は以下のとおりである。

【表1】フランスの社会科系教科

小学1～3年	世界に疑問をもつ、道徳・市民（週2.5）
小学4、5年	歴史・地理、道徳・市民（週2.5）
中学1～3年	歴史・地理、道徳・市民（週3）
中学4年	歴史・地理、道徳・市民（週3.5）
高校（普通・技術）	歴史・地理（3年間週3）、道徳・市民（3年間年18） 経済・社会科学（高1週1.5）、哲学（高3週4） 選択で、経済・社会科学（高2週4、高3週6）、 「歴史、地理、地政学、政治科学」（高2週4、高3週6）
高校（職業バカロレアコース）	「フランス語、歴史・地理、道徳・市民」で高1年105、高2年84、高3年78 合計年267

（筆者作成）

「歴史・地理」科は小学4、5年、中学、高校の3サイクル学習で行われる。小学校においても、「資料を分析し、それをもとに自分の文章をかく」ことが求められ、中学、高校にいたって要求される水準は高度となる。高校卒業時のバカロレア試験では3時間かけて資料をもとにした論述をかくことが求められる（現在は、試験でなく平常点評価で行われるようになったが、高校内での試験・レポートの評価形式も同一と考えられる）。

「道徳・市民」科は小学、中学、高校すべてに設置されている。フランスにおいては、道徳教育と市民教育がおなじカテゴリーに含まれる。市民としてもつべき道徳（自由・平等

など共和国の価値に関する教育、信条を異にする者が「共に生きる」ための教育)と、市民として生きるための法制度などの知識についての教育が同時に教えられるといえる。そのうち、小学校・中学校では同一のコンピテンシー(知識、技能、能力、態度をもとにある社会的文脈において問題を解決する力)の習得を目指して行われる。小学校・中学校の「道徳・市民」科はコンピテンシーベースにうつっているところがある。

#### 4 公民系教科目の教育目標・教育内容(小中高の一貫性を観点に)

##### (1) 法令で定められている目標・スタンダード・コンピテンシー

フランスの法令が定めるカリキュラム基準としては、学習指導要領および「共通の基礎」がある。「共通の基礎」とは、小学校・中学校で修得すべき「知識、コンピテンシー、教養」について定めるものであり、それは5領域にわたるが、そのうち第3領域「個人と市民の育成」は、あとで述べる「道徳・市民」科のコンピテンシーの4領域にほぼ合致した内容を定めていて、道徳・市民教育に関連が一番深い<sup>2</sup>。

##### ア 小学校・中学校における「道徳・市民」

現行の「道徳・市民」科は学習指導要領が目標をさだめている。小学校・中学校は以下の同一の3つにまとめられている<sup>3</sup>。

- ①他者を尊重する。
- ②共和国の価値を獲得し共有する。
- ③市民的な教養(culture)を構築する。

- ①「他者を尊重する」とは、意見や信条、宗教的信仰を異にするものが「共に生きる」ために必要な知識やコンピテンシーの学習である。他者の尊重とは、他者の自由と平等、尊厳、友愛的な関係の構築などを含む。
- ②「共和国の価値を獲得し共有すること」に関しては、自由・平等・友愛・ライシテなどにかかわる知識とコンピテンシーの習得が目指される。教育法典(L.111-1)に学校の第一の目的は「知識の伝達に加えて、共和国の価値を生徒に共有させること」とあることを受けている。共和国の象徴(三色旗、ラ・マルセイエーズ、標語など)<sup>4</sup>やEUの象徴(EU旗、ヨーロッパの日(5月9日)など)の教育を含む。
- ③「市民的な教養を構築する」とは、知識・コンピテンシーの獲得の積み重ねによって、教養につながると考えられている。法律や権利を尊重する、社会のなかで自分の判断をすることができる、自律した個人となることを意味する。知識及びコンピテンシーを身に付けることを積み重ねることによって、さらに問題を解決する力を統合し、各生徒がよりよい人生を送るための「教養」へとつなげることが求められている<sup>5</sup>。

学習指導要領によって、「感受性」「権利と規則」「判断」「かかわり」という4領域にわけてコンピテンシー・教養が示されている。感覚的次元における「感受性」、規範的次元における「権利と規則」、認知的次元における「判断」、実践的次元における「かかわり」とわけられる。それは、以下のように小学校・中学校共通のものとして定められている。

【表2】道徳・市民科学習指導要領が定める4つのコンピテンシー

<p>感受性の教養</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-情動や感情を統御しながら確認し、表現すること。</li> <li>-互いに尊重し合い、聞く、共感することができること。</li> <li>-自分の意見を表現し、他者の意見を尊重すること。</li> <li>-違いを受け入れること。</li> <li>-協力できること。</li> <li>-集団の一員であると感じること。</li> </ul>
<p>権利と規則の教養</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-共同の規則を尊重すること。</li> <li>-民主的社会における規則と法律の根拠を理解し、それに従うこと。</li> <li>-フランス共和国、民主的社会の価値原理を理解すること。</li> <li>-規則と価値の関係を理解すること。</li> </ul>
<p>判断の教養</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-批判的によく考える能力を発達させること。</li> <li>-討議、論拠づけられた規則にもとづく討論のなかで他者の判断に直面すること。</li> <li>-厳格なやりかたで情報を入手すること。</li> <li>-個別利益と公益を区別すること。</li> <li>-公益の観念をもつこと。</li> </ul>
<p>かかわりの教養</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-適切な参加について責任をもつこと。</li> <li>-他者に対して責任をもつこと。</li> <li>-学校において参加し、責任をひきうけること。</li> <li>-集団生活であること、環境に責任をもち、市民的意識を発展させること。</li> <li>-学びや作業を通して考えることを豊かにし、共同作業ができるようになること。</li> </ul>

「感受性」は、「共に生きる」ための感受性（sensibilité）を習得することである。それは「人の意見をきく」「言いたいことをいう」「感じ方は多種多様であることを理解する」など道徳教育の分野にかかわることが多く、おもに小学校で学習される<sup>6</sup>。

他の三つの「権利と規則」「判断」「かかわり」は日本でいう社会科（公民的分野）に近い内容を占める。

「権利と規則」に関しては、小学校低学年（1～3年）から「他者とともに生きるには規則を守らないといけません」「規則にはいろいろな種類があります」「規則はみんなに同一に適用されます」「みんなと一緒に、私はルールをつくります」「みんなと一緒に、休み時間の規則」などの見出しがある<sup>7</sup>。既に「クラスの規則をつくる」という教育も行われている。高学年になるとさらに、高学年（4～5年）になると、「人および市民の権利宣言」「子どもの権利条約」「学校における規則」「学級における規則」「休み時間における生徒の権利と義務」「食堂における生徒の権利と義務」など、国際条約から学級や生徒の日常生活における規則が規定する権利について教えられている。大人を尊重することや、他者の権利を尊重す

ること、協力することは義務であると教えられる。性差別や人種差別も法律を交えて説明される<sup>8</sup>。

中学になるとそれにくわえて、「法律ができる過程とは?」「フランスにおける選挙」「第五共和制の制度」「司法とは?」「少年司法とは?」などの学習がある<sup>9</sup>。

「判断」に関しては、自分の考えを他者とともにつくることがいわれる。小学校低学年から「私は自分の考えを主張します」「私は議論に参加します」「私は問題を解決しようとしします」「私は個人の利益と全体の利益を区別します」<sup>10</sup>などがある。高学年になると「民主的討論」「メディアへの批判的な判断」「インターネットを責任をもって使う」と言ったことが加わる<sup>11</sup>。

中学校になると、「中学生の権利と義務」という章で自分たちの権利と義務について考え判断すること、他にも例えば「ライシテの日（12月9日）」「出版とメディア」「フランスにおける選挙」「民主的討論における世論の役割」「公的討論における意見調査の影響」などについてどのように考えるか、など教科書に掲載されている情報を元に自分の判断を下すことを求める<sup>12</sup>。

「かかわり」に関しては、小学校低学年から「私は学校生活にかかわります。クラスでは私は参加します。私はクラスでは責任を持ちます。」「私は協力し、私達は助け合います。」「私は民主的に参加します」<sup>13</sup>などがある。高学年になると、環境へのかかわり、投票、選挙、学校や国における連帯などがテーマとして登場する<sup>14</sup>。

「かかわり」に関しては、小学校低学年から「私は学校生活にかかわります。クラスでは私は参加します。私はクラスでは責任を持ちます。」「私は協力し、私達は助け合います。」「私は民主的に参加します」<sup>13</sup>などがある。高学年になると、環境へのかかわり、投票、選挙、学校や国における連帯などがテーマとして登場する<sup>14</sup>。

中学になると、代表制度（後述）がはじまるために、中学における生徒代表やその役割、代表選挙、選挙運動についても加わる。「学校における安全への責任」では緊急時において対応する責任が学習される。「いじめに反対してかかわること」の記述もある<sup>15</sup>。

いずれにせよ、権利について小中学生にとって日常的な事柄と関連付けて学習することが行われているといえる。他者の権利を尊重することは義務であり、どのようにすることが「権利の保障になるのか」を判断すること、権利の保障のためにどのように学級、学校や社会とかかわるかといったことが学習される。

## イ 高校における「道徳・市民」

高校では週 0.5 コマで3年間の設定で、「道徳・市民」がおかれている。2019年道徳・市民学習指導要領前文は、道徳・市民教育は「責任ある自由な市民」を育てることが目標であり、さらに具体的には、「権利と義務を自覚していること、批判的な精神を育て、倫理的な行動を自分のものとする、市民性を行使し、個人および集団の責任に敏感となること」と述べている<sup>16</sup>。さらに、「市民権を行使する準備をし、個人的集団的責任に敏感となる」ことを求め、「すべての生徒に共和国の価値の共有させる」ことを目指す。

すなわち、市民性の行使のために「権利」「義務」「共和国の価値（自由、平等、ライシテなどの）」についての知識を身に着けると同時に、自分自身の判断で考えることができるようになり、自分の倫理や責任感を身に着けることが求められている。

学習指導要領は、扱うテーマについては、普通・技術高校では第1学年は自由、第2学年は社会、第3学年は民主主義と定めている。いずれにせよ「共和国の価値」とかかわることとを学習することになる。授業方法として生徒がテーマを決めて探究活動を行い、口頭発表（討議・討論を含むこと）を行うことが推奨されている。発表資料を作成するために、

様々な情報源が持つ意味の重要性をつかむことや、著者の意図をさぐり評価しながら文脈にのせて、使用することが求められる。自分の判断を下すために情報源を使う際には、「ある特定の意見とその表明に距離をおくことができること」「物事の複雑性の意味を理解すること」「多様性と違いのなかに他者を考慮することができること」が求められる。情報の真偽については厳格に判断することが求められる。それは、歴史・地理科で要求されるコンピテンシーと共通するところがある<sup>17</sup>。口頭発表することによって、明確で論拠づけられた発表ができること、反論をききそれが理解できること、視点の多様性を尊重すること、協力してグループで仕事ができること、といったコンピテンシーの習得も念頭に置かれている。

ここでは、高校教科書（3年生用）の民主主義の章から1つの例を示す。最初のリード文は、以下のとおりである<sup>18</sup>。

選挙の棄権率が高まっている。政治制度および政治家への不信が高まり、代議制民主主義の危機が発生している。西洋の民主主義モデルの脆弱さおよび議論する余地を示す要素があつまっているようにみえる。

新たな政治的な着想をえる催しにおいて、西洋民主主義国の実際の状況を説明し、民主主義を再建するための解決策を書くレポートを作成しましょう。

文書1「最近のヨーロッパにおける極右政党の投票率をあらわす地図（ポーランド・スイス・オーストリアは25%以上、フランス・ドイツは10%から15%の間などを示している）、文書2「民主主義の記事」を示す新聞記事、文書3「政治への関心、不振」を示すデータ（アメリカの政治に満足していない人が増加していることを示すデータ、88%のフランス人は政治は悪くなっていると考えていること、選挙の棄権率が上昇しているデータなど）、文書4「民主主義を再建する」というロザンヴァロンがルモンドに2009年にかいた記事が示されている。つづいて、以下の学習段階が示されているが、複数の資料から多角的に考察することが求められている。

- (1) 文書1, 2, 3をもとに西洋の民主主義の危機の様々な面を指摘しなさい。
- (2) 文書3, 4をもとに民主主義を再活性化するための考えの道筋を示しなさい。
- (3) 文書およびインターネット記事をもとに、レポートを作成しなさい。

学習指導要領は、コンピテンシーの習得を積み重ねたのちに、修得すべき能力(capacité)について、以下のように述べている。

－真理を探究するなかに、真理を組み入れて判断を行使すること。ある特定の意見とその表明に距離をおくことができ、物事の複雑性の意味を理解し、多様性と違いのなかに他者を考慮することができること。

－さまざまな文書の形（生活の語り、文学作品、芸術作品、法的文書、行政文書など）を特定し、その意味の重要性をつかみ、著者の意図をさぐり評価することによって文脈にのせること。

- －証言あるいは文書を探し、集め、分析し、出版できること。探究や情報のあつかいには厳格であること。
- －明確で、論拠づけられていて、含みをもたせて、落ち着いて、公の場に発表できること。反論をきき、理解できること。視点の多様性を尊重すること。
- －協力して、グループでの仕事に貢献できる能力を高めること。班や学級での計画的な仕事に没頭すること。

資料など様々な情報源を鵜呑みにすることなく、厳格に評価し、論理的な意見を構築できること、他者に意見を言ったり聞いたり、他者と協力したりする責任ある行動をとるだけの能力が求められている。それは、選挙権を得たあと投票にいくときに求められる力、「市民力」になると考えられていると言ってよいであろう。

## (2) 評価について

ここでは、中学終了試験および、高校卒業時のバカロレア試験について、どのような評価が行われているかを見ることとする。

### ア 中学終了試験

中学終了試験（DNB）については2022年度の出題は以下のとおりである。

#### 【資料1】

国語教諭であるエレーヌ・ポーミエは、メディアコンテンツをつくること、公開することを学ぶことの重要性を説明している。

メディアコンテンツ（ラジオ、出版物、ビデオ、ウェブなど）を作成することによって、情報に通じた読者、聴取者、視聴者になることができるのです。かつて、ラジオ番組を作っていた人は二度と同じ耳で聴くことはできませんでした。彼は街頭インタビューがある選択、ある角度からみた結果のものであり、調査は信頼でき確証がとれるものでなければならないこと、情報は検証されなければならないことで文脈に位置付けられなければならないことを知っています。この指摘は他の分野にもあてはまります。SNSにおいて、確認をしないで反応をしたり、だれが話しているかを知らずに憤慨をはいけません。

Le Monde 2019年2月21日の記事より抜粋

#### 【資料2】1789年人および市民の権利宣言より

第11条 思想および意見の自由な伝達は、人の最も貴重な権利の一つである。したがって、すべての市民は、法律によって定められた場合においてその自由の濫用について責任を負うことを除いて、自由に、話し、書き、印刷することができる。

(資料1に関して)

- 1 教諭が中学生にとってメディア教育が必要と考える理由を説明してください。2 下線部を説明してください。

(資料2に関して)

- 3 「人および市民の権利宣言」第11条がいう共和国の価値をあげ、その同じ条文内で限定しようとしているものを挙げなさい。

(資料1, 2に関して)

4 あなたは、中学生生活評議会のメンバーです。あなたは友達と一緒に中学校についてメディアをつくることになりました。SNSがますます利用されている時代において、このメディアに載せる情報を作成し広める際に気をつけなければならないことをかいた文書を作成しなさい。

「表現の自由」を学習するにあたって、その意味と限界を理解していること、さらに実際の文脈（メディアを作成する）を意識して、そこでどのように活用するかというコンピテンシーを評価することが行われている。文章を自分で書くことが要求されている。

世界人権宣言などの人権関係の条文も、単なる知識として教えられるのではなく、実際の生活（「中学生生活評議会」は法令で各中学校に設置が義務付けられている評議会の一つ。全中学生を有権者として生徒代表が選挙される。）にどのように適用されるのかに重点がおかれているといえる。

## イ 高校バカロレア

ここでは、公的な試験が行われる職業バカロレアに注目する。社会科系教科である「歴史・地理・道徳・市民」で合計2時間にわたる試験が行われる。職業バカロレアでは普通・技術バカロレアに比してアカデミックな教科に関しては高い水準を要求していないことが通例である。しかし、フランスではほぼすべての18歳に対して最低この程度のこと要求されていると考えてよいであろう。

2021年の試験問題<sup>19</sup>は、文書（document）をもとにこたえる問題であるが、冒頭に、要求されているコンピテンシーは「問題となっている倫理的価値と市民的原理を特定し、明らかにする。」「求められている知識を動員する。」「自分の表現、論拠づけ、市民的意味を発展させる。」の3つであり、出題は以下のとおりである。

テーマ：信仰の多元主義とライシテ

文書1 1905年教会と国家の分離に関する法律より

第1条 共和国は良心の自由を保障する。共和国は公の秩序のために以下に定める制限を除くほか礼拝の自由を保障する。

第2条 共和国はいかなる礼拝に対しても公認しない、給与を支払わない、補助金を給付しない。この法律が公布されたのちの1月1日以降、国、県および市町村の予算から礼拝の実行に関する支出は削除される。前述の規定にかかわらず、高校、中学校、小学校、病院、収容施設および刑務所などの公共施設においては礼拝の自由を保障するための支出を予算に計上することができる。宗教に関する公的施設は第3条の場合をのぞいて、廃止する。

文書2 刑務所の司祭

1905年以来、刑務所において、すべての宗教（カトリックのみならず、プロテスタント、ユダヤ教を含む）の司祭が存在する。今日ではカトリックは700人、プロテスタントは350人、イスラームは270人、ユダヤ教は50人、正教会が50人である。

刑務所の司祭は、刑務所職員から認められる重要な役割を果たしている。刑事訴訟法はある種の権限を与えている。司祭は慎重になる義務をおわない。あらゆる囚人は望む場合は司祭からの訪問をうけることができなければならない。司祭は囚人が独居房にいられているときでも、司祭は独居の鍵を持っていて、単独でつきそいなしに囚人にあうことができる。それは無償で行われ、囚人の記録になにかが書き加えられることはなく、司祭は囚人の法的書類についてなにも知らない。

逆説的なことに、終局的実践が行われる比率は刑務所のほうが自由な社会より高い。疑いなく、囚人は意中をうちあけられることのできる人の訪問や話をすることを喜んでい

る。  
刑務所は週に1度は礼拝ができるように組織化することを義務付けられている。

問1 ライシテの定義をかきなさい。(文書1)

問2 テクストの要点にふれながら、下記の表を完成させなさい。(文書2)

刑務所の施設の義務	
囚人の権利	

問3 文書とあなたの知識の力をかりて、刑務所における司祭の存在を説明しなさい。  
(文書1, 2)

答えは、複数の文書及び自分の知識を元に要点(1905年法、良心の自由など)に触れて論拠づけることが求められる。断片的な知識では対処できない。それは中学終了のときと同じであるが、当然のことからより高いレベルが求められている。

## 5 他教科・領域等における教育目標・教育内容

フランスの学校において「市民の育成」は全教科、学校教育全体を通して行うものと考えられているところがある。他領域や他教科をふくめて「市民力の育成」が目指されるが、他教科・領域を通して行われるものとして、ここでは「人間と環境の調和」に関することをとりあげる。

小学校段階では、「科学とテクノロジー」の時間に、エネルギーについて学習する。「人間によってつかわれる電力源の例としては、石炭、石油、木、ウラン、食糧、風邪、太陽、海、川」などがあることを学習する<sup>20</sup>。

中学校段階になると、2年生地理で「限られたエネルギー、管理と変革」「リスクを予見し、地球の変化に対応する」というテーマが挙げられている<sup>21</sup>。

環境問題に関しては、環境代表(éco-délégués)が2022年から毎年新学期に中学校・高校で学級ごとに選出されるようになった。環境代表は、「生物多様性および気候変動」に関して、意識を高め、行動するための学校にするために中心的な役割を果たす。「エネルギー消費をどう減らすか」「交通移動の手段をどう考えるか」「学校の建物のなかでの光熱の使用



をどう考えるか」など、学校で教科学習を通して知識を習得するだけでなく、学校生活を通しての環境保護を考えるための機会が置かれている<sup>22</sup>。

## 6 特記事項：子ども・若者のために展開されている政治的・社会的制度や取り組み

フランスの市民教育に関する特記事項としては、学校内における生徒参加制度の充実があげられる<sup>23</sup>。小学校では生徒参加制度を任意に設置している学校もある。中学校、高校では生徒参加制度については制度的に定められている。主なものとして、学級評議会、学校管理評議会、中学（高校）生活評議会があるが、いずれも生徒代表を選挙を通して選出する。

代表制度が整備されているのは、学校が「民主主義の習得の場」であることを実践するためであり、道徳・市民の時間で学ぶことを実際の行動によって結びつけるためにでもある。

## 7 日本への示唆

フランスにおいて義務教育の延長により、ほとんどの生徒が在籍する高校3年生になるまでに、市民として必要な批判的思考力や参加する能力の育成が行われており、その前提として小学校・中学校段階があるといえよう。

フランスの道徳・市民教育の特色として、参加（engagement）や「学校における民主主義」との結びつき、資料（documents）をもとに、自分の意見を書くこと、思考力・判断力・表現力を評価することに重点をおいていること、などがあげられるであろう。

日本において「主権者教育」が、2011年の総務省「常時啓発事業のあり方等研究会」最終報告書において、「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく新しい主権者像」がいわれている。フランスは教科と参加制度をリンクさせている。学校への参加が、例えば環境問題について学校のエネルギー使用問題を通して考えるなど、「自分の問題」として考える契機となっているといえるであろう。

新たに発足した「歴史総合」では、学習指導要領に「諸資料を活用し」の文言があり、全体からみればわずかなページでしかないとはいえ、資料の読み解きについてのコラムを設ける教科書も作成されるようになった<sup>24</sup>。

教育評価に関しても、「思考力・判断力・表現力」の重視はいわれつつけている。

上記の点などに関して、フランスを「先進的事例」とみて、示唆をうけることは可能であろう。

## 注

1 DEPP, Repères et références statistiques, RERS, 2002, p.97.

2 第3領域に関する翻訳として、大津尚志「フランス 『共通の基礎』における「人間性」に関する記述」『学校における教育課程編成の実証的研究報告書2 諸外国における人間性の涵養』国立教育政策研究所、令和2年度プロジェクト報告書、研究代表者 鈴木敏之、2021年、153-155頁。）

3 フランスの2018年版「道徳・市民」学習指導要領に関しては、第3学習期（小学4、5、中学1年）のものは、大津尚志「フランスにおける2018年版「道徳・市民」科学

- 習指導要領』『教育学研究論集』第16号、2021年3月、pp.67-71.)、第4学習期(中学2～4年)のものは、大津尚志「フランス 中学の学習指導要領における『人間性』に関する記述』『学校における教育課程編成の実証的研究報告書2 諸外国における人間性の涵養』国立教育政策研究所、令和2年度プロジェクト報告書、研究代表者 鈴木敏之、2021年、143-152頁。)に翻訳されている。
- 4 ただし、フランスにおいて共和国の象徴が全く疑問視されずに教えられているとは限らない。参照、遠藤晃「新・学習指導要領具現化の方法1 フランス・ブルターニュ地方におけるESD実践に学ぶ」『南九州大学人間発達研究』(9) 2019、63-81頁。
  - 5 知識、コンピテンシー、教養の概念などについては、細尾萌子(2018)「コンピテンシーに基づく教育改革」フランス教育学会編『現代フランスの教育改革』明石書店、170頁。
  - 6 詳しくは、大津尚志「ペイヨン法下2015年版学習指導要領に基づく小学校道徳教育の理論と方法」『日仏教育学会年報』29、2023近刊。
  - 7 *Tous citoyen ! cycle 2*, Hatier, 2015, (以下、“*Tous citoyen ! cycle 2*”), pp.28-51.
  - 8 *Tous citoyen ! cycle 3*, Hatier, 2015, (以下、“*Tous citoyen ! cycle 3*”), pp.45-91.
  - 9 *Vivre ensemble, comment ?*, Nathan, 2015, *Enseignement moral et civique*, Hachette, 2015, (以下、“*Vivre ensemble, comment ?*”), pp.154-157, 120-127.
  - 10 *Tous citoyen ! cycle 2*, pp.52-65.
  - 11 *Tous citoyen ! cycle 3*, pp.92-119.
  - 12 *Vivre ensemble, comment ?*, pp.18-19, 44-45, 158-163.
  - 13 *Tous citoyen ! cycle 2*, pp.66-79.
  - 14 *Tous citoyen ! cycle 3*, pp.120-155.
  - 15 *Vivre ensemble, comment ?*, pp.48-49, 40-41.
  - 16 B.O., spécial no. 5 du 11-4-2019, B.O., spécial no.1 du 6-2-2020.
  - 17 大津尚志「フランスの学校歴史において育成されるコンピテンシー」細尾萌子編『大衆教育社会におけるフランスの高大接続』広島大学高等教育開発センター、高等教育研究叢書164、2022、39-52頁。
  - 18 *Histoire + Enseignement moral et civique Tle*, Lelivrescolaire, 2020, pp.414-415.
  - 19 <https://lettres-histoire.ac-versailles.fr/spip.php?article1735>
  - 20 B.O. du 30-7-2020.
  - 21 Ibid.
  - 22 参照、<https://eduscol.education.fr/1121/les-eco-delegues>
  - 23 大津尚志「市民の育成をめざす共和国の学校、法令による生徒参加制度」荒井文昭ほか編『世界に学ぶ主権者教育の最前線』学事出版、2023近刊。
  - 24 『高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 地理歴史編』東洋館出版社、2019年、136頁、『歴史総合』実教出版社、42-43、124-125頁。2022年。

大津尚志(武庫川女子大学)